

令和3年（2021年）8月6日

## 種苗法改正に係る道総研の対応方針



地方独立行政法人  
北海道立総合研究機構

令和2年（2020年）12月の種苗法改正に係る当機構の対応は、次のとおりとします。

### 記

- 1 指定国の届出（海外への持出制限：法第21条の2第1項第1号）  
対象：すべての出願・登録品種
  - （1）道総研が単独で育成した品種  
原則として、「指定国なし」の届出を行う。特定の国への輸出に向けた指定国の届出を行う場合には、その必要性について、利用者等と慎重に検討する。
  - （2）道総研が他機関と共同で育成した品種
    - （1）に準ずるが、共同育成機関の方針等を踏まえ、個別に対応を検討する。
  
- 2 指定地域の届出（指定地域外の栽培の制限：法第21条の2第1項第2号）  
対象：今後出願する品種
  - （1）道総研が単独で育成した品種  
原則として、「北海道」のみを指定して、出願時に届出を行う。
  - （2）道総研が他機関と共同で育成した品種
    - （1）に準ずるが、共同育成機関の方針等を踏まえ、個別に対応を検討する。
  
- 3 自家増殖の許諾（旧法第21条第2項・第3項削除）
  - （1）これまでに育成した品種
    - ア 許諾条件  
共同育成機関の意向も確認の上、F1品種等一部の品種を除き、次の条件により許諾する。
      - （ア）当該品種の種苗を用いて得た収穫物を種苗として利用する場合は、自己の農業経営における利用に限るものとし、有償・無償を問わず、種苗として第三者に譲渡しないこと。
      - （イ）収穫物を種苗として用いる際は、当該品種の特性を損なうことのないよう、適切に選別して利用すること。

(ウ) 増殖した種苗のうち、自己の農業経営において種苗として用いなかった種苗は、種苗として利用されることのないよう、遅滞なく廃棄又は食用（種苗以外の一般品として販売することを含む）とすること。

(エ) 第三者から、当該品種の種苗を用いて得た収穫物を種苗として譲り受けたい又は譲渡したい旨の申し出があった場合は、遅滞なく種苗の購入先を通じ、道総研にその旨を報告すること。

(オ) 生産性の低下や病害虫の発生源となるリスクが増えないよう、数年ごとの種子の更新や、各地域で指導されている当該品種の栽培方法に基づいた適切な栽培を行うこと。

(カ) 有機農業において、継続して化学肥料や化学合成農薬の使用を行わない栽培によって生産された種苗の確保が必要な場合は、(オ)によらないことができるが、この場合にあっても、生産性の低下や病害虫の発生に十分留意して利用し、必要に応じて種子の更新を行うこと。

#### イ 許諾手続等

(ア) 道内農業者は、アの遵守を条件に、許諾手続・利用料の支払なく許諾する。

(イ) 道外農業者は、別表に定める品種について、アを遵守することについて許諾手続を行った上で、利用料の支払なく許諾する。

#### ウ 品種ごとの取扱い

別表のとおり

#### (2) 今後育成される品種

(1)を基本としながら、改正種苗法施行後の状況変化や、農業者団体の取組等を踏まえ、許諾条件を検討する。